

第6章 児童及び母子の福祉



1. 児 童 福 祉

児童福祉法に基づいて、18 歳未満の児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握に努め、必要な情報の提供を行うとともに、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導等を行います。

(1) 家庭児童相談室設置事業

家庭における適正な児童養育、その他家庭における児童福祉の向上を図るため家庭相談員を配置し、その相談業務を行います。

家庭児童相談室とは、0 歳から 18 歳未満の児童について日頃悩んでいる育児の問題や教育に関する問題、その他児童のあらゆる事柄について気軽に相談できる場所です。

子どもたちを心も体も丈夫に育てるために、専門的な技術と豊かな知識・経験を持った家庭相談員が問題解決に努めています。

① 新規相談受付状況（種類別）

(人)

区 分	養護相談		保健	障害	非行	育成	その他	計
	児童虐待	その他						
令和元年度	148	178	7	9	8	61	34	445
令和2年度	98	228	4	9	8	44	140	531
令和3年度	66	149	3	4	9	54	179	464

② 新規相談受付状況（経路別）

(人)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児 童 相 談 所 ・ 県	109	53	104
市 町 村	113	121	117
保 育 所 ・ 児 童 福 祉 施 設	21	19	23
医 療 機 関	8	10	5
警 察	15	17	35
保 健 所	1	1	0
幼 稚 園	9	5	1
学 校	38	72	55
教 育 委 員 会 等	5	2	11
児 童 委 員	1	1	2
家 族 ・ 親 族	77	116	71
近 隣 ・ 知 人	14	18	9
児 童 本 人	2	3	3
そ の 他	32	93	28
合 計	445	531	464

③ 令和３年度 児童虐待相談の内訳（実件数）

年度	児童虐待相談件数				
	身体的虐待	性的虐待	複合的	心理的虐待	計
令和３年度	33	0	4	29	66

（２）児童虐待防止事業（要保護児童対策地域協議会）

うるま市要保護児童対策地域協議会は、児童の福祉に関連する関係機関で構成され、児童福祉法第２５条の２第２項の規定に基づき、平成１９年度に設置されました。

児童虐待の早期発見と防止に関する広報、啓発活動の推進を図るとともに、児童虐待に関する情報の交換や支援に関する協議を行います。

① 要保護児童対策地域協議会個別ケース会議

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
会議回数	１６２回	２１３回	２７９回

（３）子育て不安家庭等支援事業

子育て不安や児童虐待問題など、子育てについての悩みを一緒に考えます。また、家庭・地域の子育て力を高める為の講座等、多様な子育て支援業務を実施しています。

① 児童虐待防止講演会

関係機関等を対象として、虐待防止啓発を図る講演会を開催。

② 子育て応援カード「Welcome 赤ちゃん」の配布

地域の子育て相談窓口の連絡先を記載したパンフレットを出生届時に配布しています。

③ 子ども SOS 相談メール

子ども本人や子育て中の親などからの悩みについて、相談しやすいシステムの確立を目的として「子ども SOS 相談メール」で相談を受けています。

（４）助産施設入所措置事業

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦を入院させ、安心して出産ができるよう支援をします。

助産施設措置状況

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
項目			
措置件数	14	11	19

(5) 児童手当 (こども手当)

次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもと、平成 22 年度に「子ども手当」が創設され、平成 24 年度より児童手当となり支給されました。

	児童手当 (平成 24 年 4 月から)	児童手当 (令和 4 年 6 月から)
趣旨	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています	
対象児童	0 歳から中学校修了 (15 歳になった後の最初の 3 月 31 日) までの子ども	
受給資格	子を監護し、生計を同一にする父母等のうち、生計を維持する程度の高い方 (一般的には所得の高い方) が受給者となります。 (公務員は勤務先で申請)	
所得制限	あり	
手当額	*3 歳未満の児童 一律 15,000 円 (月額) *3 歳以上の児童 第 1 子: 10,000 円 (月額) 第 2 子: 10,000 円 (月額) *第 3 子以降 15,000 円 (月額) *中学生一律 10,000 円 (月額) ただし、所得限度額超過の場合 児童一人につき 一律 5,000 円 (月額)	児童手当 (平成 24 年 4 月から) と同じ ただし、所得限度額超過の場合 児童一人につき 一律 5,000 円 (月額) 所得上限額超過の場合 手当支給なし
支払月	2 月、6 月、10 月に、それぞれの前月分までが支給されます	

<児童手当受給者数等>

(単位: 千円)

年 度	受 給 者 数	算定基礎延べ児童数	総 支 給 額
令和元年度	10,580 人	235,148 人	2,726,240
令和 2 年度	10,574 人	234,716 人	2,714,300
令和 3 年度	10,584 人	234,348 人	2,703,995

(6) こども医療費助成事業

＜目 的＞ こどもの医療費の一部を助成することにより、こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し保健の向上と健全な発育に寄与することを目的としています。

＜助成の対象となる者＞

- (1) 健康保険に加入していること。
- (2) 本市に住民登録を有していること。
- (3) 生活保護法による保護を受けていないこと。
- (4) 他の条例等に基づく医療費の助成を受けていないこと。

＜対象者の範囲＞

通 院：中学校卒業（15歳の誕生日前日以後最初の3月31日）まで

入 院：中学校卒業（15歳の誕生日前日以後最初の3月31日）まで

※令和4年2月診療分から中学校卒業までを対象に通院及び入院について現物給付方式による窓口無料化を実施

＜支給者数及び支給総額＞

単位：千円

年 度	延べ支給件数 (内入院件数)	支給総額 (内入院支給額)
令和元年度	222,460 (1,664)	345,180 (59,993)
令和2年度	170,874 (1,098)	264,852 (41,158)
令和3年度	182,776 (1,150)	295,052 (42,770)

※平成25年11月より自動償還払方式を導入

※平成29年4月から通院対象児を中学校卒業まで対象年齢を拡充

※令和4年2月診療分から現物給付対象児を中学校卒業まで対象年齢を拡充

(7) 養育支援訪問事業

子育てに対する不安や様々な要因で一般の子育て支援サービスを利用することが難しい家庭を訪問し、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を目的としています。

養育支援訪問件数 (延べ支援件数)

項 目	育児・家事援助	専門的相談支援
令和元年度	288 件	219 件
令和2年度	42 件	120 件
令和3年度	389 件	214 件

2. 母 子 福 祉

母子及び寡婦福祉法に基づいて、母子及び寡婦家庭の生活全般にわたる相談及び母子・寡婦福祉資金の貸付相談等を行います。

また、児童扶養手当法に基づき、ひとり親世帯等へ児童扶養手当等を支給し、ひとり親世帯等の生活の安定と自立の促進、児童の福祉の向上を図ります。

(1) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭、父子家庭、及び寡婦家庭の経済的自立及び生活の安定を図ることを目的として、同貸付制度があり、事業開始資金をはじめ 12 種類の貸付金を無利子あるいは低利子で貸し付けています。

貸付を受けたい者は、居住する市にて申し込みを行い、中部福祉事務所の審査等を経て貸付の可否が決定されます。

令和 3 年度 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

令和 4 年 3 月末現在（単位：千円）

	資 金 種 別	相談件数	決定件数	金 額
1	事業開始資金	2	0	0
2	事業継続資金	2	0	0
3	修学資金	35	7	24,168,000
4	技能習得資金	6	1	2,448,000
5	修業資金	1	0	0
6	就職支度資金	0	0	0
7	医療介護資金	0	0	0
8	生活資金	7	0	0
9	住宅資金	1	0	0
10	転宅資金	3	0	0
11	就学支度資金	36	7	2,830,000
12	結婚資金	0	0	0
	合 計	93	15	29,446,000

(2) 母子・父子家庭等医療費助成事業

母子及び父子家庭等及び養育者世帯の子に対し、受けた医療費の本人負担金の一部について助成することにより、生活の安定と自立を支援し、保健福祉の向上を図るための事業である。

<支給対象者数及び支給総額>

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
支給対象者数（人）	5,583	4,209	4,157
支給額（千円）	63,947	61,628	63,229

(3) 児童扶養手当

父母の離婚等により、ひとり親となった児童の母親や父親、又は両親に代わって児童を養育している方、または両親のいずれかが身体等に障害がある児童の母親や父親に対し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給されます。（所得制限があります。）

令和 3 年度受給者状況

（令和 4 年 3 月末現在）

事由別	離 婚	死 別	障 害	遺 棄	未 婚	保護命 令	その 他	計
受給者数	1,831	17	35	6	255	0	114	2,258

※手当の額

区 分	令和 3 年度
全部支給	月額 43,160 円
一部支給	月額 43,150 円 ～ 10,180 円

* 上記は対象児童が 1 人の場合の手当額です。

児童が 2 人の場合は上記金額に 5,100 円～10,180 円加算、3 人以降はさらに 3,060 円～6,100 円ずつ加算されます。

* 一部支給額は所得額に応じて決定されます。（養育費の 8 割を加算）

<受給者数及び支給総額>

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
受給者数（延人数）	34,113	27,877	28,244
支 給 額（千 円）	1,587,553	1,269,653	1,264,386

(4) 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害がある 20 歳未満の児童を監護する父母もしくは養育者に対し、児童の福祉増進を図ることを目的として支給される手当です。

* 手当の額（令和 2 年 4 月現在）

1 級該当の児童 1 人につき 52,500 円（月額）

2 級該当の児童 1 人につき 34,970 円（月額）

< 障害児童数 >

令和 4 年 3 月末現在

	外部 障害	内部 障害	知的障害 のみ	精神 障害	知的障害 及び 精神障害	その他 重複障害	合計
1 級	27	8	87	11	29	9	171
2 級	17	41	124	386	242	0	810
計	44	49	211	397	271	9	981

(5) 母子家庭等自立支援事業

① 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、終了した場合、経費の 60%（1 万 2 千円以上で 20 万円を上限）が支給されます。

* 対象となる方

市内に居住する 20 歳未満の児童を養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・ 児童扶養手当の支給を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ・ 受講日開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していない方
- ・ 給付を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ・ 原則として、過去に本制度を利用していない方

* 対象講座

- ・ 雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座
- ・ 就業に結びつく可能性の高い講座であり、国が別に定める講座

* 支給額

- ・ 対象講座（1 講座に限る）に要した受講料の 100 分の 60 に相当する額（ただし、当該額が 20 万円を超える場合は、20 万円とし、1 万 2 千円を超えない場合は給付金の支給はされません。）

<支給件数及び支給総額>

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
自立支援教育訓練給付金 （支給件数）	8	6	1
支給額（円）	378,565	229,881	47,401

② 高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1 年以上養成機関等で修業する場合に、「高等職業訓練促進給付金」を支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

* 対象となる方

市内に居住する 20 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・ 児童扶養手当を受けているか、または同様の所得水準にある方
- ・ 対象資格に掲げる資格を取得するために養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・ 就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・ 原則として、過去に本制度を利用していない方

* 対象資格

- ・ 看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、歯科衛生士
- ・ その他上記に準じて市長が定める資格

*** 支 給 額**

- ・対象者及び対象者と同一世帯の方の市町村民税が非課税世帯の場合、月額 100,000 円。課税世帯の場合、月額 70,500 円が支給されます。
- ・また、受給対象者の養成機関における課程の修了までの期間の最後の 12 月については、上記の額へ 40,000 円加算し支給されます。

<支給件数及び支給総額>

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
高等職業訓練促進給付金 (支給実件数)	14	19	15
高等職業訓練終了支援給付金 (支給件数)	4	6	3
支給額 (円)	15,541,500	22,044,500	15,778,500

(6) 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の方が、修学や病気等で、日常生活を営む上で一時的に支障が生じた場合に、家庭生活支援員を派遣し、生活援助や保育サービスを提供する事業です。

*** 派遣対象家庭**

母子家庭、父子家庭、寡婦世帯であって、技能習得のための通学・就学活動・疾病・看護・冠婚葬祭・学校等への公式行事への参加等で、日常生活を営む上で一時的に支障が生じている家庭を対象にします。

*** 自 己 負 担**

所得により、生活援助で 1 時間当たり 0～300 円、保育サービスで 1 時間当たり 0～150 円の自己負担があります。

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
登録者数	48	23	63

(7) 女性福祉相談等事業

家庭、経済、夫婦関係、離婚、家庭内暴力、ドメスティック・バイオレンス (DV) などの女性に関する各種相談に応じ、問題解決のお手伝いをするため、女性相談員を配置しました。

① 相談受付状況

区分 年度	来所相談	出張相談	電話相談	その他	合計
	実人数	実人数	実人数	実人数	実人数
令和元年度	183	1	36	48	268
令和 2 年度	121	7	103	74	305
令和 3 年度	98	7	149	74	328

② 来所相談者の主訴別状況

(人)

項 目	人 間 関 係																	
	夫 等				子 ど も			親 族			交 際 相 手			そ の 他 の 者 か ら の 暴 力	男 女 問 題	ス ト ー カ ー 被 害	家 庭 不 和	そ の 他
	夫 等 か ら の 暴 力	酒 乱 ・ 薬 物 中 毒	離 婚 問 題	そ の 他	子 ど も か ら の 暴 力	養 育 困 難	そ の 他	親 の 暴 力	そ の 他 の 親 族 か ら の 暴 力	そ の 他	交 際 相 手 か ら の 暴 力	同 性 の 交 際 相 手 か ら の 暴 力	そ の 他					
R1	45	0	72	26	3	0	4	7	1	6	3	0	2	0	1	1	0	2
R2	31	0	47	22	0	0	7	3	0	4	0	0	0	1	2	0	0	1
R3	21	0	44	16	0	0	5	4	0	3	1	0	0	0	2	0	0	0

経 済 関 係				医 療 関 係				住 居 問 題	帰 住 先 な し	不 純 異 性 交 遊	売 春 強 要	ヒ モ ・ 暴 力 団 関 係 者	5 条 違 反	人 身 取 引	合 計
生 活 困 窮	借 金 ・ サ ラ 金	求 職	そ の 他	病 気	精 神 的 問 題	妊 娠 ・ 出 産	そ の 他								
2	0	0	0	0	1	2	0	4	1	0	0	0	0	0	183
0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	121
1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	98

(8) ひとり親家庭生活支援モデル事業「うるはし」

さまざまな課題を抱えているひとり親家庭（児童扶養手当受給者）に対して住宅支援を行うとともに、コーディネーターによる生活支援や就労支援など自立に向けた総合支援を行います。（平成 25 年 11 月事業開始）

<ひとり親家庭生活支援モデル事業利用者>

区 分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
継続支援世帯数	4 世帯 9 名	11 世帯 35 名	5 世帯 14 名
新規決定世帯数	12 世帯 35 名	5 世帯 16 名	3 世帯 6 名
支援終了世帯数	5 世帯 11 名	11 世帯 35 名	5 世帯 14 名
年度末支援世帯数	11 世帯 33 名	5 世帯 14 名	4 世帯 9 名